

高知市電子入札運用基準（平成27年9月1日制定）の一部を次のように改正する。

令和6年4月1日

高知市長 桑 名 龍 吾

高知市電子入札運用基準の一部を改正する基準

改正前	改正後
<p>第1条～第4条（略）</p> <p>（電子入札利用申請及び利用者登録）</p> <p>第5条 初めて電子入札システムを利用する場合（登録済み事項の変更の場合も含む）は、次の手順により利用者登録を行うものとする。</p> <p>（1）～（3）（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>第6条～第7条（略）</p> <p>（電子入札システム障害等の取扱い）</p> <p>第8条 入札参加者側のシステム上の障害等により、一部の入札参加者が電子入札を行うことができない場合は<u>第9条</u>の規定により、電子入札から紙入札へ移行するものとする。</p> <p>2～4（略）</p> <p>（紙入札での参加の取扱い）</p> <p>第9条（略）</p> <p>（1） 会社名や代表者の変更等により、電子証明書再取得の途中であって、当該手続中であることを書面にて証明できる場合<u>。</u></p> <p>（2） 電子証明書の紛失、失効、閉塞（PIN番号の連続した入力ミス）又は破損等により、電子証明書再取得の途中であって、当該手続中であることを書面にて証明できる場合<u>。</u></p> <p>（3） 通信機器の不具合及び通信障害等が発生し、電子入札システムを用いて入札書を提出できない場合<u>。</u></p> <p>（4）（略）</p> <p>（紙入札を認めた場合の取扱い）</p> <p>第10条 市は、<u>第9条</u>により入札参加者に紙入札を認めた場合は、速やかに紙入札者として電子入札システムに登</p>	<p>第1条～第4条（略）</p> <p>（電子入札利用申請及び利用者登録）</p> <p>第5条 初めて電子入札システムを利用する場合（登録済み事項の変更の場合も含む<u>。</u>）は、次の手順により利用者登録を行うものとする。</p> <p>（1）～（3）（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>第6条～第7条（略）</p> <p>（電子入札システム障害等の取扱い）</p> <p>第8条 入札参加者側のシステム上の障害等により、一部の入札参加者が電子入札を行うことができない場合は<u>次</u><u>条</u>の規定により、電子入札から紙入札へ移行するものとする。</p> <p>2～4（略）</p> <p>（紙入札での参加の取扱い）</p> <p>第9条（略）</p> <p>（1） 会社名や代表者の変更等により、電子証明書再取得の途中であって、当該手続中であることを書面にて証明できる場合<u>。</u></p> <p>（2） 電子証明書の紛失、失効、閉塞（PIN番号の連続した入力ミス）又は破損等により、電子証明書再取得の途中であって、当該手続中であることを書面にて証明できる場合<u>。</u></p> <p>（3） 通信機器の不具合及び通信障害等が発生し、電子入札システムを用いて入札書を提出できない場合<u>。</u></p> <p>（4）（略）</p> <p>（紙入札を認めた場合の取扱い）</p> <p>第10条 市は、<u>前</u><u>条</u>により入札参加者に紙入札を認めた場合は、速やかに紙入札者として電子入札システムに登</p>

改正前	改正後
<p>録するとともに、当該紙入札者に対し、当該入札について電子入札に係る手続を行わないよう指示するものとする。ただし、既に実施済みの電子入札システムによる書類の送受信は有効なものとして取<u>扱</u>う。</p>	<p>録するとともに、当該紙入札者に対し、当該入札について電子入札に係る手続を行わないよう指示するものとする。ただし、既に実施済みの電子入札システムによる書類の送受信は有効なものとして取<u>り扱</u>う。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>(1) (略)</p>	<p>(1) (略)</p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p>(2) <u>入札書の押印を省略する場合は、責任者氏名、担当者氏名及び連絡先（電話番号）を記載すること。</u></p>
<p><u>(2)</u> (略)</p>	<p><u>(3)</u> (略)</p>
<p><u>(3)</u> (略)</p>	<p><u>(4)</u> (略)</p>
<p><u>(4)</u> (略)</p>	<p><u>(5)</u> (略)</p>
<p><u>(5)</u> 入札書及び入札書添付書類の提出が<u>(4)</u>に示したとおり、二重封筒になっていない場合は無効な入札とする。</p>	<p><u>(6)</u> 入札書及び入札書添付書類の提出が<u>(5)</u>に示したとおり、二重封筒になっていない場合は無効な入札とする。</p>
<p>第11条～第12条 (略)</p>	<p>第11条～第12条 (略)</p>
<p>(開札について)</p>	<p>(開札について)</p>
<p>第13条 (略)</p>	<p>第13条 (略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3 (略)</p>	<p>3 (略)</p>
<p>(1) 開札の結果、落札となるべき入札がない場合は、入札参加者全員が失格となった場合を除き、再度入札を行う。再度入札を行う場合は、その旨を入札参加者に電子入札システムにより（紙入札者が参加する入札においては電子入札システム以外のその他適切な手段による<u>）</u>通知する。</p>	<p>(1) 開札の結果、落札となるべき入札がない場合は、入札参加者全員が失格となった場合を除き、再度入札を行う。再度入札を行う場合は、その旨を入札参加者に電子入札システムにより（紙入札者が参加する入札においては電子入札システム以外のその他適切な手段による<u>。）</u>通知する。</p>
<p>(2)～(8) (略)</p>	<p>(2)～(8) (略)</p>
<p>4 (略)</p>	<p>4 (略)</p>
<p>5 (略)</p>	<p>5 (略)</p>
<p>(1)～(2) (略)</p>	<p>(1)～(2) (略)</p>
<p>(3) 事後審査型一般競争入札等、開札後に審査を要する入札案件等落札を保留する案件については、開札後に審査を行った<u>うえ</u>で落札者を決定し、通知するものとする。</p>	<p>(3) 事後審査型一般競争入札等、開札後に審査を要する入札案件等落札を保留する案件については、開札後に審査を行った<u>上</u>で落札者を決定し、通知するものとする。</p>
<p>6 (略)</p>	<p>6 (略)</p>
<p>第14条 (略)</p>	<p>第14条 (略)</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この運用基準は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この基準による改正前の高知市電子入札運用基準の規定による様式は、この基準による改正後の高知市電子入札運用基準の規定の様式にかかわらず、当分の間、なお使用することができる。